

平成23年度の事業計画について

資料 1-3

1 モビリティマネジメント等の実施

(1) 考え方

モビリティマネジメントとは、「過度に自動車に頼る状態」から「多様な交通手段をかしこく利用する状態」へ少しずつ変えるために「ひとり一人の意識と行動の転換を促すコミュニケーション施策」のことを示す。

熊本市の場合、対象路線沿線にバスに関する基本情報である時刻表、路線図などを配布し、利用動向にどのように影響があるか調査し、利用転換を促す。

(2) 内容

連携計画のバス路線網再編（案）の中心部循環に位置づけられた、第一環状線や中央環状線沿線は、人口が集積しているにもかかわらず、バスの利用者が少ない路線であり、MMキット（バス活用の広報誌、時刻表、バスマップ、交通行動アンケート）を配布するなど、利用促進策を行うことで需要の掘り起こしを行うとともに、利用転換等の調査を実施する。

広報誌



H23対象路線（案）：第一環状線 中央環状線
バス事業者：熊本都市バス



沿線世帯：約 10,000 世帯
バス本数：約 110 本（第一環状）
約 30 本（中央環状）

(3) スケジュール

項目	モビリティマネジメント等の実施												
プログラム	実施時期												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
関係機 関との打 ち合 わ せ			➡										
モビリティマネジメントの実施						➡							
検 証									➡				

2 （仮称）交通基本条例の調査・検討について

（1）考え方

現在、熊本市では、平成 21 年 3 月策定の「熊本市地域公共交通総合連携計画」に基づき、バス路線網の再編や、公共交通機関相互の連携機能強化、自動車から公共交通への利用転換策などに取り組んでいる。

しかしながら、少子高齢社会に対応した公共交通の更なる利便性向上に取り組む必要があることから、鉄軌道やバス、タクシーの公共交通ネットワークの整備とあわせて、持続可能な利便性の高い公共交通となるよう行政・市民・交通事業者の責務を明らかにするなど、本協議会において検討を行う。

（2）内容

本年度は熊本市の公共交通全般の現状を踏まえ、先行して条例を制定している都市（福岡市、金沢市）の調査・研究を行いながら、熊本らしい条例のあり方について検討を行う。

※国においては交通に関する施策の基本となる事項を定めた「交通基本法」が審議されており、注視が必要。

（3）スケジュール

項目	（仮称）交通基本条例の調査・検討												
プログラム	実施時期												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
他都市の調査・研究													
熊本市における交通全般の現状把握													
（仮称）交通基本条例の基本的な考え方の検討													